

# 令和5年度環境文化の聞き書き（「川内川流域県立自然公園」周辺地域） 企画・運営業務委託企画提案募集要領

## 1 目的

本県は、南北約600kmに及ぶ広大な県土に、緑豊かな森林や美しい海岸線など豊かな自然に恵まれ、約2万種もの野生の動植物が生息・生育し、豊富な生態系を形成している。

そのような中、現在の生物多様性と地域の文化は、長い年月をかけ、人と自然との関わり（環境文化）によって成立しており、その地域の気象条件に応じて作物を栽培したり、自然の中で山野の恵みを持続的に得たりしていくための地域の言い伝えなどは、長く地域社会の中で継承されてきたものである。

しかし、輸入した資源等に依存する産業活動や人々のライフスタイルの変化、過疎・高齢化の進行に伴い、このような知恵や技術は次世代に継承されないままに失われつつあり、各地域において長年にわたって築きあげられてきた環境文化を記録し、後世に伝承していくことが重要である。

これらを踏まえ、地域での経験が豊富な高齢の農林漁業者や、地域に長く暮らす高齢者等（話し手）に、地域の若者など（聞き手）が自然と共生する暮らし方について話を聞き、地域の生物多様性に関する情報を収集・蓄積し活用するため、「聞き書き」を実施する。

## 2 業務委託の概要

- (1) 契約者  
鹿児島県知事（鹿児島県環境林務部自然保護課）
- (2) 業務名  
令和5年度環境文化の聞き書き（「川内川流域県立自然公園」周辺地域）企画・運営業務委託
- (3) 委託料  
業務を行うために必要な全ての経費とし、1,804,500円以内（金額には消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。
- (4) 履行期限  
令和6年3月11日（月）

## 3 聞き書きの概要

- (1) 聞き書きの企画等に係る県自然保護課との協議
- (2) 聞き手及び話し手（素材）の選定
- (3) 聞き手及び話し手に対する事前説明の実施
- (4) 聞き書きの実施
- (5) 書き起こしの助言や補助等の支援
- (6) 話し手に対する謝金の支払い
- (7) 成果物の作成

## 4 聞き書きの内容

- (1) 実施対象地域  
「川内川流域県立自然公園」周辺地域（薩摩川内市、伊佐市、さつま町）
- (2) 県自然保護課との実施目的の共有  
着手に際し、県自然保護課と十分な打合せ等を行い、具体的な聞き書きの内容が、地域の自然環境とそこで暮らす人々によって培われ、受け継がれてきた環境文化を深掘りしたものとなるよう、実施目的及び実施内容を共有すること。
- (3) 聞き手及び話し手（素材）の選定  
ア 聞き手は対象地域の高等学校の生徒を想定している。1人の話し手に対して生徒2～4人程度を1組として、各校1組から3組程度を想定しているが、学校の実情に応じたグループ分けを行うものとする。  
なお、高等学校の生徒が聞き書きを実施する場合は、高等学校側が聞き手の選定を行うものとする。

- イ 話し手は、対象地域に居住する、地域での経験が豊富な高齢の農林漁業者や地域に長く暮らす高齢者等で、自然と共生する暮らし方等について話ができるものとし、聞き手のニーズにも対応できるように、複数を選定すること。また、学校側（聞き手）の希望を十分に考慮して選定を行うものとする。
- ウ 協力可能な学校が確保できない場合は、上記に限らず、大学生やボランティア団体、地域活性化のための活動団体等、本事業の目的に適合する対象を幅広く検討し聞き手を選定すること。
- エ 聞き書きの素材（テーマ）については、地域の自然環境に根ざしたものであることに留意すること。
- (4) 聞き書きの実施
- ア 話し手及び聞き手の選定については、県自然保護課と十分に調整を行うこと。
- イ スケジュールや場所等については、話し手や聞き手と調整を行い、時間や場所を確保すること。
- ウ 聞き手が主体的に聞き書きを実施できるよう、事前の準備を支援すること。  
具体的には、環境文化とは何か、聞き書きとは何か、誰が何を聞くか、どのような話の流れとするかなど、聞き手が理解して聞き書きを実施できるよう、事前に十分な説明を行うこと。
- エ 話し手に対しても、環境文化とは何か、聞き書きとは何かや、当日の流れを事前に説明しておくこと。
- オ 聞き書きに同行して、写真撮影や記録補助（カメラ・録音機器の準備も含む）など、聞き手の支援をすること。  
また、聞き手に対して保険を必ず掛けることとし、必要に応じて、聞き手の送迎なども行うこと。
- カ 聞き書き実施後、話し手に対して謝金を支払うこと。
- キ 聞き手及び話し手に、氏名、顔写真、聞き書きの風景写真等を本事業の成果品や鹿児島県が作成する資料、パンフレット・広報誌、ホームページ等に使用すること等について書面により同意を得ること。
- (5) 聞き書きの実施回数及び時期
- ア 最低10人の話し手から聞き書きを実施できるよう計画すること。地域の実情等により、10人の話し手からの実施が困難な場合は、県自然保護課と協議の上、実施地域・回数等を調整すること。
- イ 令和5年10月末を目途に、話し手から話を聞き終える日程で実施すること。
- (6) 成果品の内容
- ア 書き起こし作業は、聞き手が行うが、話し手に対して誤りがないか確認を行うなど、必要に応じて助言等の支援を行うこと。
- イ 聞き手から提出された文章を1つの作品ごとにA4、2枚（800～1,200文字程度）にまとめ、成果品を作成すること。
- ウ 成果品には以下の内容を必ず入れること。
- (ア) 聞き書きのタイトル
  - (イ) 話し手の名前、聞き手の名前
  - (ウ) 話し手の写真
  - (エ) 聞き書きの内容にあった写真やイラスト
  - (オ) 聞き手の感想（参加して気付いたこと、良かったこと等）
- エ 成果品には、県自然保護課の指示があった場合、聞き書きの内容を補完するための付加情報やコラムを含めること。
- オ 成果品の納品は、事前に話し手と聞き手に内容の確認を行った上で、電子データにて履行期限内に提出すること。

## 5 応募資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 鹿児島県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこ

と。

- (4) 鹿児島県税を滞納していないこと。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でないこと。
- (6) 鹿児島県内に本社、支社、営業所等の業務拠点を有すること。

## 6 質問書の提出

応募にあたり、質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

- (1) 提出期限  
令和5年5月18日（木）午後5時必着
- (2) 提出書類  
質問書（様式5）のとおりに
- (3) 提出方法  
郵送，FAX，メールまたは持参
- (4) 提出先  
鹿児島県環境林務部自然保護課自然保護係
- (5) 回答  
質問書に対する回答は、令和5年5月22日（月）までに、ホームページに公開するものとする。

## 7 参加の意思表示

企画提案への参加の意思表示について、以下により提出すること。

- (1) 提出期限  
令和5年5月23日（火）午後5時必着
- (2) 提出書類  
参加表明書（様式1）のとおりに
- (3) 提出方法  
郵送，FAX，メールまたは持参
- (4) 提出先  
鹿児島県環境林務部自然保護課自然保護係

## 8 提案事項

- (1) 提出期限  
令和5年5月30日（火）午後5時
- (2) 提出書類
  - ア 法人等調書（様式2）
  - イ 誓約書・役員等名簿（様式3）※両面印刷とすること
  - ウ 企画提案書（様式任意）

募集要領に基づく自由提案とするが、次の事項を必ず盛り込むこと

    - (ア) 聞き書きの実施地域毎の合計実施回数
    - (イ) 聞き書きの実施スケジュール（当日の流れも含む）
    - (ウ) 聞き書きの素材（「川内川流域県立自然公園」周辺地域における素材候補を10件以上挙げること）
    - (エ) 話し手及び聞き手に対する事前説明内容
    - (オ) 成果品のイメージ
  - エ 実施体制（様式任意）

業務を実施するに当たっての人的体制（責任者及び担当者の氏名、役職、経験年数、業務分担内容等）を示すこと
  - オ 類似業務実績（様式4）
  - カ 経費積算書（様式任意）

経費の総額及び内訳がわかるものとする
- (3) 提出方法  
郵送または持参
- (4) 提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課自然保護係

- (5) 提出部数  
6部（正本1部，副本5部）
- (6) 応募における留意事項
  - ア 応募は，1者につき1提案とする。
  - イ 企画提案書の規格はA4版又はA3版の折込みとする。

## 9 企画選定概要

- (1) 企画選定  
選定委員会を開催し，提出された企画提案書の内容について審査し，最も内容が優れているとされた企画書を提出した者を契約の相手方の候補者として決定する。なお，審査に際し，企画提案書の内容等について確認を要する事項がある場合には，企画提案者に対し，問い合わせを行う。
- (2) 審査結果の通知  
審査結果は，全ての応募者に対して文書で通知する。なお，審査内容については公表しないほか，審査内容及び評価結果についての異議申立ては，一切受け付けない。結果の通知は，令和5年6月上旬を予定する。

## 10 業務委託契約の締結

業務委託契約の締結に当たっては，応募書類の内容をそのまま実施することを確約するものではない。したがって，委託先の候補者と鹿児島県は，応募書類の内容をもとに，業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議，調整（以下「協議等」という。）を行うこととする。

この協議等が整ったときに，業務委託契約を締結するが，協議等が整わなかったときは，企画選定委員会において次点とされた者と，改めて協議等を行うものとする。

## 11 スケジュール

令和5年5月15日（月）	企画提案募集開始
5月18日（木）午後5時	質問書提出期限
5月22日（月）午後5時	質問書に対する回答期限
5月23日（火）午後5時	参加表明書提出期限
5月30日（火）午後5時	企画提案書等提出期限
6月上旬	審査結果通知
6月上旬	業務委託契約締結（事業開始）

## 12 その他

- (1) 応募書類の作成等，応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類等は返却しない。
- (3) 提出された応募書類，審査基準，審査経過については公表しない。
- (4) 企画提案内容に，特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合，その使用に関する全ての責任は，応募者が負うものとする。
- (5) 企画提案書による提案内容及び本契約により制作された制作物の著作権は鹿児島県に帰属する。

## 13 問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県環境林務部自然保護課自然保護係  
TEL 099-286-2613 FAX 099-286-5546  
E-mail sizenho@pref.kagoshima.lg.jp